

○益田市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日

益田市規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年益田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に規定する規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規定により規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法による保護の停止又は廃止に関する事務
- (3) 生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務
- (4) 生活保護法による保護に要する費用の返還に関する事務
- (5) 生活保護法による徴収金の徴収に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規定により規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 益田市乳幼児等医療費助成条例（昭和48年益田市条例第27号）による療養又は医療に要する費用の助成（以下「乳幼児等医療費助成」という。）に関する事務
- (2) 益田市乳幼児等医療費助成条例による乳幼児等医療費受給資格証に関する事務
- (3) 益田市乳幼児等医療費助成条例による乳幼児等医療費助成の返還に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規定により規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 益田市児童医療費助成条例（平成26年益田市条例第11号）による療養又は医療に要する費用の助成（以下「児童医療費助成」という。）に関する事務

(2) 益田市児童医療費助成条例による児童医療費受給資格証に関する事務

(3) 益田市児童医療費助成条例による児童医療費助成の返還に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規定により規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 益田市福祉医療費助成条例（昭和48年益田市条例第11号）による療養又は医療に要する費用の助成（以下「福祉医療費助成」という。）に関する事務

(2) 益田市福祉医療費助成条例による福祉医療費医療証又は福祉医療費資格証（以下「福祉医療費医療証等」という。）に関する事務

(3) 益田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成の返還に関する事務
（条例別表第2に規定する規則で定める事務及び情報）

第6条 条例別表第2の1の項の規定により規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者と同様の取扱いとする外国人（以下この号において「要保護者等」という。）に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報（以下「市民税情報」という。）

イ 要保護者等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第3条の規定により益田市国民健康保険条例（昭和34年益田市条例第7号）の規定の適用を受ける国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険資格情報」という。）

ウ 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定により島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年島根県後期高齢者医療広域連合条例第31号）及び益田市後期高齢者医療に関する条例（平成19年益田市条例第3

8号)の規定の適用を受ける後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

エ 要保護者等に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者福祉手帳又は療育手帳制度要綱(療育手帳制度について(昭和48年発児第156号厚生事務次官通知))による療育手帳の交付に関する情報(以下「障害手帳交付情報」という。)

オ 要保護者等に係る乳幼児等医療費助成を受ける資格に関する情報(以下「乳幼児等医療費助成資格情報」という。)

カ 要保護者等に係る児童医療費助成を受ける資格に関する情報

キ 要保護者等に係る福祉医療費助成を受ける資格に関する情報(以下「福祉医療費助成資格情報」という。)

(2) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に掲げる情報

第7条 条例別表第2の2の項の規定により規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 益田市乳幼児等医療費助成条例第4条の乳幼児等医療費受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 乳幼児等医療費助成に係る乳幼児等(以下この条において「助成対象乳幼児等」という。)の世帯員の市民税情報

イ 助成対象乳幼児等又はその世帯員の国民健康保険資格情報

ウ 助成対象乳幼児等又はその世帯員の生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(2) 益田市乳幼児等医療費助成条例第8条の受給資格の内容の変更若しくは当該受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 益田市乳幼児等医療費助成条例第11条の第三者の行為による療養若しくは医療の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務又は当該届出に係る乳幼児等医療費助成の返還に関する事務 助成対象乳幼児等の国民健康保険資格情報

(4) 益田市乳幼児等医療費助成条例第12条の偽りその他不正の行為による乳幼児等医療費助成の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第8条 条例別表第2の3の項の規定により規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 益田市児童医療費助成条例第4条の児童医療費受給資格証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 児童医療費助成に係る児童（以下この条において「助成対象児童」という。）の世帯員の市民税情報

イ 助成対象児童又はその世帯員の国民健康保険資格情報

ウ 助成対象児童又はその世帯員の生活保護実施関係情報

エ 助成対象児童の乳幼児等医療費助成資格情報

オ 助成対象児童又はその世帯員の福祉医療費助成資格情報

(2) 益田市児童医療費助成条例第8条の受給資格の内容の変更若しくは当該受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 益田市児童医療費助成条例第11条の第三者の行為による療養若しくは医療の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務又は当該届出に係る児童医療費助成の返還に関する事務 助成対象児童の国民健康保険資格情報

(4) 益田市児童医療費助成条例第12条の偽りその他不正の行為による児童医療費助成の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第9条 条例別表第2の4の項の規定により規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 益田市福祉医療費助成条例第6条の福祉医療費医療証等の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 福祉医療費助成に係る者（以下この条において「助成対象者」という。）の世帯員の市民税情報

イ 助成対象者又はその世帯員の国民健康保険資格情報

ウ 助成対象者の障害手帳交付情報

(2) 益田市福祉医療費助成条例第9条の受給資格の内容の変更若しくは当該受給資格の喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 益田市福祉医療費助成条例第11条の第三者の行為による療養若しくは医療の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答に関する事務又は当該届出に係る福祉医療費助成の返還に関する事務 助成対象者の国民健康保険資格情報

(4) 益田市福祉医療費助成条例第12条の偽りその他不正の行為による福祉医療費助成の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第10条 条例別表第2の5の項の規定により規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4又は第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該福祉の措置の対象者、その世帯員又は措置の対象者の扶養義務者の市民税情報
- (2) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 前号に掲げる情報
(条例別表第3に規定する規則で定める情報)

第11条 条例別表第3の1の項の規定により規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助の対象となる児童又は生徒（以下この条において「就学援助対象児童等」という。）の世帯員の市民税情報
- (2) 就学援助対象児童等の障害手帳交付情報
- (3) 就学援助対象児童等又はその世帯員の生活保護実施関係情報

第12条 条例別表第3の2の項の規定により規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療費の援助の対象となる児童又は生徒（以下この条において「医療費援助対象児童等」という。）の世帯員の市民税情報
- (2) 医療費援助対象児童等の国民健康保険資格情報
- (3) 医療費援助対象児童等又はその世帯員の生活保護実施関係情報
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。